

北海道小学生バンドフェスティバル実施規定

【総則】

- 第 1 条 北海道小学生バンドフェスティバルは、各地区連盟から推薦された団体が参加して、ステージパフォーマンス部門とマーチング部門に分け、実施する。
- 第 2 条 実施会場・日時、その他実施に必要な事項は、北海道吹奏楽連盟理事総会でこれを定める。
- 第 3 条 推薦母体となる地区連盟は次のとおりとする。
- ① 函館地区 ② 日胆地区 ③ 札幌地区 ④ 空知地区 ⑤ 旭川地区
⑥ 帯広地区 ⑦ 釧路地区 ⑧ 北見地区 ⑨ 名寄地区 ⑩ 留萌地区
⑪ 稚内地区

【実施部門】

- 第 4 条 ステージパフォーマンス部門およびマーチング部門に分け、それぞれ独立した大会として実施する。なお、ステージパフォーマンス部門とは、ステージ上での座奏を中心とした演奏形態の部門であり、マーチング部門とは、アリーナフロア上での動作を伴う立奏を中心とした演奏形態の部門である。

【参加規定】

- 第 5 条 参加資格は北海道吹奏楽コンクール実施規定第 6 条（小学生の部）及び第 8 条に準ずる。
- 第 6 条 参加人員は次のとおりとする。
- ステージパフォーマンス部門・・・65名以内（指揮者は含まない）
マーチング部門・・・80名以内（ドラムメジャー・指揮者は含まない）

【地区代表及び道代表】

- 第 7 条 地区予選に出場し、地区理事長が推薦した団体が出場できる。
- 第 8 条 全日本小学生バンドフェスティバルには、金賞受賞団体中エントリーした団体の中から全日本吹奏楽連盟が規定する数を推薦する。ただし、東日本学校吹奏楽大会の代表と重複はできない。
- 第 9 条 全道大会への参加費用は各団体の負担とする。

【審査】

- 第 10 条 審査は北海道小学生バンドフェスティバル審査内規による。
- 第 11 条 審査員は常任理事会で選出し、理事長が委嘱する。

【演奏・演技・曲目】

- 第 12 条 参加団体は任意の曲を演奏・演技して審査を受けるものとする。
- 1) 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。なお、手具などの使用上のルールは別途定める。
 - 2) 歌声については、スキヤット・ハミング・歌詞を認める。

3) 演奏形態・服装等は任意とするが、演奏形態によってステージパフォーマンス部門およびマーチング部門に分けるものとする。

第13条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

【演奏時間及び出演時間】

第14条 演奏時間は次のとおりとし、規定時間を超過した場合は失格とし、審査の対象としない。演奏時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

ステージパフォーマンス部門 …… 7分以内

マーチング部門 …… 6分以内

第15条 出演順番は北海道吹奏楽連盟事務局長会議において決定する。

【賞及び表彰】

第16条 賞は北海道小学生バンドフェスティバル審査内規に基づき、ステージパフォーマンス部門およびマーチング部門ごとに金・銀・銅賞を贈る。

【附 則】

第17条 北海道小学生バンドフェスティバルの実施に当たっては、北海道マーチングコンテストと共催及び後援、協賛団体を持つことができる。また、これらの団体から、賞状、賞品を受けすることができる。

第18条 この規定は理事総会の議決により、改定することができる。

第19条 この規定は平成10年4月29日より施行する。

平成10年11月7日一部改定
平成12年11月5日一部改定
平成15年11月9日一部改定
平成17年4月29日一部改定
平成19年4月29日一部改定
平成28年11月5日一部改定
平成31年4月20日一部改定
令和5年4月22日一部改定
令和5年11月11日一部改定
令和6年4月20日一部改定